

令和4年第2回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和4年2月17日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後6時10分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 松 橋 竹 子 委員 安 田 友 久
職務のため 会議に参与 した者の職 氏 名	教育課長 濱 浦 孝 子 学校教育 GL 中 居 勉 学校教育 GSL 十文字 綾紀 社会教育 GL 金 見 靖 子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した案件	報告第1号 事務の臨時代理の報告について (階上町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について) 議案第1号 令和4年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて 議案第2号 階上町学校施設長寿命化計画(個別施設計画)に関し議決を求めることについて 議案第3号 階上町立小中学校における働き方改革プランに関し議決を求めることについて 議案第4号 階上町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について 議案第5号 階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について 議案第6号 3月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について 議案第7号 3月定例議会に付議する令和4年度教育費当初予算について 議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第9号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第10号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第11号 階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第12号 学校職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員2名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日と致したいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号「事務の臨時代理の報告(階上町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について)」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居 GL	<p>それでは、報告第1号「事務の臨時代理の報告(階上町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について)」の件を、ご説明いたします。</p> <p>本案は、申請時に使う別記様式について、所要の改正を行ったものです。</p> <p>様式をご覧ください。オモテ面が新しい様式、ウラ面が旧様式となっております。申請について押印を廃止したこと、申請理由については選択方式ではなく、区域外就学をする家庭の事情等を詳細に記入してもらう様式に改正したものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、「事務の臨時代理の報告(階上町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について)」の件を終了いたします。</p> <p>日程第3 議案第1号「令和4年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて」の件を議題と致します。</p> <p>本件について、提案理由の説明を求めます。</p>

濱浦課長

それでは、議案第1号「令和4年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。

本案は、令和4年度の階上町教育行政の基本方針を定めるため提案するものです。内容については、令和4年度の青森県教育委員会、三八教育事務所の指導方針と重点を踏まえ、改正をしたものです。

主な改正点について、ご説明いたします。見え消しの方の資料をお開きください。

3ページをお開きください。2.学校教育の指導の方針と重点 (2) 重点⑦特別支援教育の充実です。障害のある児童生徒などについては、家庭や関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成し活用しに努めるものとする ということでの追加記載となっております。

5ページと7ページのタイトルのところですが、県にあわせて「社会教育行政の方針と重点」「文化財保護行政の方針と重点」に改めるものです

6ページ 4.スポーツ振興の方針と重点 (2) 重点①地域スポーツの推進です。町では地域住民のニーズに対応した多様なスポーツ情報や機会を提供し各種スポーツイベントを開催しています。今後さらに地域住民があらゆる機会や場所において、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりの充実を図り地域スポーツの推進に努めることが望まれる ということからの追加記載としております。

7ページ 5.文化財保護行政の方針と重点 (2) 重点②文化財の公開と活用です。これまで「史跡等の整備充実」としておりましたが、改めて史跡の整備ということが当面出てこないのではということで、「文化財の公開・活用の促進と情報発信」と修正いたしました。

令和4年度階上町教育委員会の方針と重点の主な改正点は以上となります

続いて令和4年度階上町教育委員会の主要施策をご説明いたします。ただいまの見え消しの資料で説明させていただきます。8ページをお開きください。

1番目に特別支援教育を掲げました。これまでも町単独費用で学習支援員と生活支援員を各校に配置しているところです。少子化の中、こうした教育的配慮を必要とする児童生徒は増えており、配置した支援員では不足している状況ですが、子どもたちのために力を入れている事業となります。

2番目に、赤保内小学校に昨年開設した通級指導教室「こまっ子教室」を掲げました。令和4年度においては、赤保内小学校内での通級は13名、町内他校からの通級は4名の予定となっております。

	<p>3番目には、小学校における英語専科事業（新規）として掲げました。こちらは今年度、令和3年度から実施となったものですが、昨年この時期はここに県から教員を配置してもらえないか未定であったので、掲げることができませんでした。町内4つの小学校に、中学校の英語免許を持つ教員が週24時間（現状週25時間）、3年生以上の児童に英語教育を行っています。</p> <p>併せて、4番の語学指導外国語招致事業、いわゆるALTが、1名は主に小学校、1名は主に中学校に分かれて、外国語指導助手を行っています。</p> <p>5番目のGIGAスクール運営支援センター事業（新規）です。令和3年度は「ギガスクールサポートセンター」として、町が委託契約した業者がタブレットの使用方法等について、電話や直接学校へ赴いてのトラブル回避や支援を行ってきました。その補助事業が終了し、令和4年度からは戸市と連携し、「ヘルプデスク」を設置し、学校のギガ関連を対応していくものです。</p> <p>9ページをご覧ください。12番目に小中学校補修工事を掲げました。石鉢小学校の浄化槽フロアの老朽化に伴う交換工事、赤保内小学校体育館外壁及び渡り廊下屋根補修工事、階上中学校体育館玄関の庇補修工事を実施する予定です。</p> <p>14番スポーツ推進事業として、令和3年度から町内駅伝にかわり、「はしかみりレーマラソン」を始めました。コロナ禍で各イベントが中止とされた中、合間をぬって、規模縮小で始めたイベントでしたが、参加者・応援者からは大変喜ばれました。</p> <p>17番読書活動の推進（新規）です。令和3年度に第3次子ども読書計画が策定されたことに基づき、これまで行ってきたブックスタートに加え、読み聞かせ研修会等による読書活動の推進を図るものです。</p> <p>18番道仏公民館床張替工事（新規）です。公民館正面入口からの廊下や講座室、サークル活動室の床シートが盛り上がっている箇所があり、利用者の安全のため、床を張り替えるものです。</p> <p>説明は、以上です。</p>
丸岡教育長	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
松橋委員	赤保内のこまっ子教室ですが、ほかの学校からも来るの？
濱浦課長	そうです、町内の他の小学校からも来ます。
丸岡教育長	令和3年度は8名でしたか、利用があります。赤保内小学校でチラシを作り、各小学校へ配ったり見学会などを行ってPRしました。

中居GL

早い機会にその子に携わって支援をしていくことが大事です。

ほかにございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案第1号「令和4年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて」の件を議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第1号「令和4年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて」の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 「階上町学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に関し議決を求めることについて」の件を議題といたします。

この件について、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第2号「階上町学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に関し議決を求めることについて」ご説明します。

本案は、平成25年に国で「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、文科省でも平成27年に長寿命化計画が策定されました。本町においても(町部局になりますが)、平成29年に「公共施設等総合管理計画」が、令和元年に「個別施設計画」が策定され、今年度中に改訂予定となっております。その改訂の内容に合わせながら、「学校施設長寿命化計画」を策定するものです。

内容につきましては、計画書の2ページをお開きください。計画の目的ですがこれまでの対症療法的な事後保全型から予防保全型への転換、長寿命化等を計画的に推進することで、財政負担の軽減を図り、学校施設の機能や設備を良好な状態に保つことを目指すものです。計画期間につきましては、令和4年度から令和8年度の5年間とし、5年ごとに見直しを行っていきます。対象とする施設は、小学校4校、中学校2校、学校給食センターの計7施設となります。7ページをお開きください。学校施設整備の基本的な方針ですが、(ページの下から3行目)町の総合管理計画における公共施設等に関する基本方針や今後の学校教育系施設についての基本方針を踏まえ、学校施設の長寿命化や維持・管理に関する基本方針を次のとおりとします。8ページをお開きください。1.計画的保全による長寿命化の推進、2.地域活動に対応した施設の活用、3.施設保有量の最適化の3つを柱としています。9ページ下の長寿命化のイメージをご覧ください。建物の使用80年を目標として、20年経過で予防保全型の改修、40年経過で長寿命化改修、60年経過で予防保全型改修と、定期的・

	<p>計画的に改修工事を行うことで、長寿命化を図るものです。11ページをご覧ください。施設の整備水準ですが、トイレであれば和式から洋式へ、電気設備は蛍光灯からLED照明へ、バリアフリーとして多目的トイレやスロープの設置など、改修時期に整備しなければならないところは多くあります。令和3年度秋頃に、町の公共施設すべてを職員が点検実施しまとめました。学校施設もその中の一部として行い、この計画の中での実施計画に反映させたものとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
松橋委員	<p>こういう方向でやっていく？ いつやるとかではなく？</p>
中居GL	<p>おおまかに何十年後にやっていくというもの。これから具体的に決めていくものとなっております。</p>
丸岡教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。  (質疑なしの声あり)  質疑なしと認めます。  これをもって質疑を終了します。  お諮りいたします。  議案第2号「階上町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）に関し議決を求めることについて」の件を議決することにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  異議なしと認めます。よって議案第2号「階上町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）に関し議決を求めることについて」の件は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第5 議案第3号 「階上町立小中学校における働き方改革プラン」に関し議決を求めることについて」の件を議題といたします。  この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは、議案第3号「階上町立小中学校における働き方改革プラン」に関し議決を求めることについて」ご説明します。  本案は、令和2年1月文科省より「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が出されたことにより、県でも「学校における働き方改革プラン」を策定したことから、町の働き方改革プランを策定するものです。  内容としましては、プランの1ページをお開きください。1.学校におけ</p>

	<p>る働き方改革を進める目的ですが、(1) 教育の質の向上 (2) 教育職員の心身の健康保持 (3) 生活と仕事の充実の3つとなります。2.本町教育職員の長時間勤務の現状ですが、学校の規模・人数によってやはり時間の長短が顕著に表れています。小学校の中でも赤保内小学校は、児童の個別ケースに何かしら関わり遅くなっていることが伺えます。また、こまっ子教室を始めたことにより、その準備や軌道に乗るまで、苦勞されたと思います。道仏小学校においては、統合であったため、4月はほぼ全職員が規定時間を超えていました。中学校は部活動指導があるため、どうしても全体的に勤務時間が長くなっています。階上中学校は教頭先生、校長先生が長時間勤務1.2位となっている状況です。</p> <p>2ページお開きください。3.プランの期間・目標ですが、期間は令和4年度から6年度までの3年間とし、検証して見直しをします。目標時間ですが、3ページの中段四角囲みにある通り、1ヶ月の上限は45時間、1年間で360時間、特例の場合は1ヶ月100時間、1年間で720時間以内です。この場合の特例とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要するとか、いじめや学級崩壊が発生し子どもたちに深刻な影響又は恐れが生じている場合などです。4ページからは教育委員会における具体的な取組、6ページからは学校における具体的な取組を掲載しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	これより質疑にはいりません。質疑ありませんか
安田委員	先生の時間外について、学校が個別に管理しているのか。またはどこかで一元管理しているのか。
濱浦課長	学校には役場のようなタイムカードはなく、エクセルで管理しています。職員一人一人が出勤時刻と退勤時刻を入力すると本日の時間外勤務が自動計算されます。それを1ヶ月ずつ学校ごとにまとめて委員会に提出します。委員会でこの先生は何時間やったんだというふうに管理しています。
丸岡教育長	<p>警備保障会社から毎月報告書が来ます。朝何時に鍵を開けて夜は何時に施錠して帰ったかということがわかります。様々な業務があり、なかなか日中に通信票を付けることが出来ず、どうしても夜残ってとか土日に出てきてということになります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑無なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p>

<p>濱浦課長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号 「階上町立小中学校における働き方改革プランに関し議決を求めることについて」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第3号 「階上町立小中学校における働き方改革プランに関し議決を求めることについて」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6 議案第4号「階上町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第4号「階上町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について」の件についてご説明致します</p> <p>本案は、「階上町立小中学校における働き方改革プラン」の策定に伴い、教育職員の時間外勤務時間の上限を教育委員会規則に盛り込む必要があり、規則を制定したものです。</p> <p>プランのところでも申し上げましたが、1カ月45時間以内、1年間で360時間以内の上限となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「階上町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第4号「階上町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7 議案第5号「階上町立学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>それでは議案第5号「階上町立学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件についてご説</p>



<p>丸岡教育長</p>	<p>明致します。</p> <p>本案は、人事院規則「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正に伴い、特別休暇として「不妊治療」が追加されたため、ハラスメントの防止等に関する規程の中にも追加し、規程を整備するものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第5号「階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第6号 「3月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>それでは、議案第6号「3月議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」ご説明します。予算書2ページをご覧ください。10款教育費既決予算額556,082千円より19,134千円を減額し、536,948千円とするものです。</p> <p>はじめに歳入ですが、3ページをお開きください。14款1項4目教育使用料ですが、12月補正でも減額いたしました。さらにコロナによる施設利用停止が2月28日までとなったことにより、減額するものです。4ページをお開きください。15款2項5目教育費国庫補助金ですが、公立学校情報機器整備費補助金971千円、ギガスクール事業に関連するものを追加補正するものでございますが、詳細は歳出で説明いたします。5ページをお開きください。21款5項4目1節雑入のうち、学校給食費保護者等負担金41,848円を減額しております。給食費の無償化によるものです。財政担当課の方のコロナ交付金の充当の都合により3月補正への計上となったものです。</p> <p>次に歳出ですが、6ページをお開きください。8款5項8目山館前公園管理費ですが執行残を減額するものです。7ページをお開きください。</p>

	<p>10款1項3目学校財産管理費のギガスクール小中学校アクセスポイント設置等委託料1,944千円を追加し、11ページもご覧ください。一番下になりますが、全額を繰越明許として令和4年度へ繰り越して執行するものです。ギガスクールの推進のために1つの市町村ではなく複数で連携して行うことで補助率1/2で行えるというもので、小中学校すべての体育館にWi-Fiを取付け、保健体育の授業や講演会集会などに広く活用できるようにするものです。9ページをご覧ください。10款5項2目15節の給食材料費219千円の追加は、コロナによる運動会や遠足などの学校行事が中止になったことにより給食数が増えたものです。その他の減額はコロナによる施設利用停止や公民館講座や講演会の中止、学校での行事や部活動の制限や中止によるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第6号 「3月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件を議決することにご異議ございませんか。 異議なしと認めます。よって議案第6号 「3月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件は、原案のとおり可決されました 日程第9 議案第7号 「3月定例議会に付議する令和4年度教育費当初予算について」の件を議題と致します。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは議案第7号 「3月定例議会に付議する令和4年度教育費当初予算について」の件についてご説明致します。 当初予算書2ページをお開きください。令和4年度の教育費予算は、552,778千円で、前年度より10,136千円の減額となっており、全体に占める割合は10%です。主な要因としては閉校となった小学校2校の維持管理費が総合政策課の方へ移行したこと、東京2020オリンピック関連費用がなくなったこと、PCB廃棄物処理が昨年で終了したことなどによるものです。 歳入の主なものについてご説明いたします。5ページをお開きください。15款1項5目教育費国庫補助金ですが、1節小学校補助金のへき地児童生徒援助費補助金2,654千円は、道仏小学校のスクールバス運行費のうち夏場は4km以上冬場は2km以上の地点から乗降する分の運行費用1/2が、補助金となるものです。6節教育振興費補助金のうち公立学校情報機器整備費補助金（ギガスクール関連の予算ですが）1,158千円を計</p>

上しました。詳細は歳出の方で説明します。6ページをお開きください。16款1項7目1節教育振興費補助金のうち、国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応費補助金1,853千円です。令和8年開催の国民スポーツ大会自転車ロードレースにおいて、小松倉のコース内に一部危険箇所があり、安全対策のため道路の隅切りを行うものです。補助率は10/10で施工については、建設課（道路関係）予算に計上しています。9ページをお開きください。21款5項4目1節の雑入。下から7行目、学校給食費保護者等負担金ですが、引き続きコロナ禍にある家庭の子育て支援としてコロナ交付金を活用して無償化とします。ここに計上してあるのは、教職員および町外から階上町に就学している児童生徒分となります。

次に歳出ですが、歳出は令和4年度当初予算施策説明書により、主な事業について説明させていただきます。

2ページをお開きください。教育委員の視察研修費。令和3年度予定でしたがコロナのため延期したものです。上から4つ目のギガスクール運営支援センター委託料2,535千円。令和3年度のギガスクールサポーター事業は終了し、新たに八戸市と連携して、コールセンター（ヘルプデスク）を設置し、学校のギガ関連の問合せや支援に運用するものです。3ページをお開きください。下から2つ目、ギガスクール推進事業費として、ライセンス料1,980千円、ネット回線使用料555千円、学習教材ライセンス料2,821千円、ドメイン使用料11千円など、タブレット授業に不可欠な使用料となっています。次に小中学校補修等工事6,303千円です。石鉢小学校浄化槽フロア交換、赤保内小学校体育館外壁及び渡り廊下屋根補修、階上中学校体育館玄関庇補修工事を行います。いずれも児童生徒の安全安心のため、早期実施が求められているものです。4ページをお開きください。2番目の区域外就学児童生徒等学校給食費補助金ですが、令和4年度もコロナ交付金を活用して給食費を無償化とし、町外の小中学校に通う児童生徒の給食費については、補助金という形で支援するものです。下から2番目の特別支援教育支援員配置事業費31,306千円は、特別な支援を要する児童生徒に対して適正な対応するため、学習支援員11名と生活支援員2名を配置するための経費です。5ページをお開きください。下から2番目の奨学資金11,760千円ですが、高校生は月額2万円、大学生等は月額4万円を貸付けするものです。6ページをお開きください。上から3つ目と5つ目の要保護準要保護児童生徒援助費ですが、要件に該当する保護者に対し、学用品や入学用品、修学旅行費などを支給するものです。一番下の教育車購入3,591千円ですが、平成23年度に購入した教育車を更新するものです。7ページをお開きください。下から2つ目、道仏公民館床張替工事4,015千円ですが、公民館の床シートの盛り上がっている箇所について張替を行うものです。下のトレーニングルーム窓改修工事680千円ですが、2階休憩室側1箇所、ルーム内2箇所に窓を

	<p>設置するものです。エアコンもなく屋上出入口と排煙窓しかないため、夏場は特にいつ熱中症が発症してもおかしくない状況です。感染症予防（換気）の意味でも改修が必要なものとなっています。8ページをお開きください。上から3つ目、町体育協会補助金2,380千円ですが、つつじマラソン大会は4年度も中止が決定され、補助金からは除外しております。一番下の町民プール管理費19,830千円はオープン期間6月から9月までとした、プール全般に係る経費となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第7号 「3月定例議会に付議する令和4年度教育費当初予算について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって議案第7号 「3月定例議会に付議する令和4年度教育費当初予算について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10 議案第8号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは議案第8号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し出するため提案するものです。2枚目をご覧ください。職員の住居手当については月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されていますが、その額を12,000円を超える家賃に改めるものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
松橋委員	<p>16,000円が？</p>
濱浦課長	<p>これまで家賃16,000円を超える人に払っていたものを、12,000円</p>

	<p>に引き下げたものです。</p>
<p>松橋委員</p>	<p>それは何か原因というか。</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>国や県に準じての改正です。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>ほかにございませんか。  (質疑なしの声あり)  質疑なしと認めます。  これをもって質疑を終了します。  お諮りいたします。  議案第8号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  異議なしと認めます。よって議案第8号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました</p> <p>日程第11 議案第9号「階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。  この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>それでは議案第9号「階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し出するため提案するものです。2枚目をご覧ください。フルタイムで働く会計年度任用職員の期末手当について、基礎額に100分の122.5を乗じていたものを100分の120に率を改めるものです。  説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  (質疑なしの声あり)  質疑なしと認めます。  これをもって質疑を終了します。  お諮りいたします。  議案第9号「階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p>

	<p>の一部を改正する条例の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第9号「階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12 議案第10号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第10号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し出するため提案するものです。2枚目をご覧ください。職員の育児休業等という件名ですが、非常勤職員の育児休業および部分休業について改正するもので、1年以上勤務した者が育児休業を取得できるとしていたものを、在職期間1年以上という要件を廃止するものとなっているものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
濱浦課長	
	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第10号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第10号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました</p> <p>日程第13 議案第11号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
丸岡教育長	
	<p>それでは議案第11号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件についてご説明致します</p> <p>本案は、奨学金貸与申請に係る申請者の負担軽減のため、申請手続き</p>
中居GL	

丸岡教育長	<p>等について改めるため、提案するものです。各申請書様式から押印を廃止し、同意書（様式第1号の2、1号の3、第4号）については署名とするものです。なお、様式第9号は連帯保証人に関することですので、印鑑証明の印を押印することとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （質疑なしの声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第11号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって議案第11号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14 議案第12号 「学校職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて」の件を議題といたします。 お諮り致します。 本件は、人事に関するものであり、公開しない議案に致したいと思います。これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、本案は公開しないことに決定致しました。よって、関係者以外の退席を求めます。 （課長以外退席を指示） （議案書配布） この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは議案第12号「学校職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて」の件についてご説明致します。 本案は、令和4年3月23日公表予定の学校長及び教頭の人事異動について、県教育委員会に内申するため議決を求めるものです。 説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか。 （質疑なしの声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。</p>

(議案書回収)

(退席の入室を指示)

これにて、令和4年第2回階上町教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

会議終了時刻 19時28分